

## 目 次

はしがき  
 本書の使い方  
 本書の構造  
 凡 例

## 序

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 【001】 刑事訴訟法学を学ぼう   | 【002】 刑事訴訟法学の対象 |
| 【003】 刑事訴訟法学の基本的視点 |                 |

## 1 章 起訴前手続①：捜査総説

I	捜査の定義	4
	【004】 捜査の定義	
	【005】 未発生の犯罪に対する捜査	
II	捜査機関	6
	【006】 捜査を担当する機関	
III	捜査の原則総説	7
	【007】 捜査の大原則	
IV	強制処分法定主義詳説	10
	【008】 「強制的処分」の解釈	
	【009】 判例の判断枠組①：総論	
	【010】 判例の判断枠組②：行動の自由や黙秘権を侵害する処分	
	【011】 判例の判断枠組③：プライバシー等を侵害する処分	
	【012】 おとり捜査、コントロールド・デリバリー	
V	捜査の端緒	16
	【013】 捜査の端緒を検討する視点	
	【014】 職務質問の適法性判断	
	【015】 職務質問に付随して行われる所持品検査	
	【016】 自動車検問	
	【017】 告 訴	
	【018】 一罪とは	

## 2章 起訴前手続②：対物的強制処分

I	明文規定のある対物的強制処分	22
	【019】 物的証拠収集のための強制捜査（明文規定あるもの）	
II	令状主義詳説	25
	【020】 憲35の構造	【021】 正当な理由（憲35 I）
	【022】 場所および物の明示（憲35 I）	【023】 各別の令状（憲35 II）および令状の執行
	【024】 令状によらない捜索・差押・検証（憲35 I）	
III	応用①：通信傍受	36
	【025】 通信傍受の合憲性	【026】 通信傍受と自由主義・民主主義
	【027】 通信傍受法の規定概説	
IV	応用②：強制採尿等	42
	【028】 強制採尿と人間の尊厳	【029】 強制採尿と強制処分法定主義
	【030】 採尿場所への強制連行と強制処分法定主義	
	【031】 強制採血・嚙下物の採取	

## 3章 起訴前手続③：対人的強制処分

I	身体不拘束原則・捜査と拘禁の分離原則・令状主義詳説	44
	【032】 被疑者身体拘束の制度・趣旨	【033】 国際人権法からみた身体拘束制度
	【034】 憲33からみた身体拘束制度	
II	逮捕・勾留の流れ	54
	【035】 通常逮捕の流れ	【036】 緊急逮捕の流れ
	【037】 現行犯逮捕の流れ	【038】 被疑者勾留の流れ
	【039】 逮捕・勾留の理由・必要	
III	解釈・運用上の諸問題	60
	【040】 逮捕・勾留に関する規定の解釈・適用①	【041】 逮捕・勾留に関する規定の解釈・適用②
	【042】 逮捕・勾留に関する規定の解釈・適用③	
IV	逮捕・勾留と取調	66
	【043】 別件逮捕・勾留	【044】 身体拘束状態を利用した被疑者取調
	【045】 取調受忍義務	【046】 余罪の取調
	【047】 事実上・法律上の司法取引	
V	事件単位の原則詳説	78
	【048】 事件単位の原則	【049】 一罪一逮捕一勾留の原則
	【050】 分割逮捕・勾留禁止原則	【051】 再逮捕・勾留禁止原則

## 4章 起訴前手続④：被疑者の防御手段

I	執行監視・不服申立	84
	【052】 捜査の監視	【053】 不服申立
II	黙秘権	86
	【054】 自己負罪拒否特権と黙秘権	
III	弁護権	92
	【055】 弁護権①：弁護人依頼権の意義	【056】 弁護権②：接見交通権
IV	情報アクセス権	101
	【057】 証拠へのアクセス	
V	捜査の終結	102
	【058】 警察から検察へ	【059】 起訴後の捜査

## 5章 公訴提起・追行①：公訴の提起

I	起訴裁量のコントロール	104
	【060】 公訴提起の意義	【061】 公訴提起に関するポリシー
	【062】 不当な起訴に対するコントロール	【063】 不当な不起訴に対するコントロール
	【064】 一罪の一部起訴	
II	審判対象と防御権	110
	【065】 起訴の方式	【066】 起訴状記載事項
	【067】 訴因の明示	【068】 起訴状一本主義
	【069】 起訴の効果	
III	訴訟条件	122
	【070】 訴訟条件の意義	【071】 訴訟条件の種類
	【072】 訴訟行為の訂正・補正／訴訟条件の追完	
	【073】 公訴時効の意義	【074】 公訴時効の起算点
	【075】 公訴時効の停止効	

## 6章 公訴提起・追行②：審判対象の変動

I	訴因変更手続・訴因変更の要否	128
	【076】 訴因変更の意義	【077】 訴因変更の要否
	【078】 争点変更	【079】 罰条変更
II	訴因変更の可否	136

【080】 訴因変更の可否を論じる趣旨	【081】 公訴事実の同一性
【082】 公訴事実の同一性に関する判例	【083】 基準となる訴因
<b>Ⅲ 訴因変更の許否・訴因変更命令</b>	146
【084】 訴因変更の許否	【085】 訴因変更命令
<b>Ⅳ 訴因と訴訟条件</b>	148
【086】 訴訟条件を具備しているかを判断する基準	
【087】 訴因変更後に訴訟条件の追完等を認めてよいか	
【088】 訴訟条件を欠く訴因からの訴因変更の可否	
【089】 罪数処理と訴因変更の要否	

## 7章 第一審公判①：公判概説

<b>I 公判手続</b>	154
【090】 公判期日における手続	【091】 公判手続の大原則
【092】 簡易な裁判手続	
<b>II 公判準備</b>	170
【093】 公判準備概説	【094】 保 釈
【095】 証拠開示の意義	【096】 従来型の公判準備手続
【097】 公判前・期日間整理手続①：目的	【098】 公判前・期日間整理手続②：内容
【099】 公判前・期日間整理手続③：問題点	【100】 公判前・期日間整理手続④：判例の動向

## 8章 第一審公判②：証拠能力その1

<b>I 証拠能力概説①：総論・関連性</b>	186
【101】 証拠能力の意義	【102】 自然的関連性
【103】 法律的関連性①：総論・悪性格立証	【104】 法律的関連性②：伝聞法則入門
【105】 法律的関連性③：伝聞例外入門	
<b>II 供述証拠・伝聞証拠の意義</b>	192
【106】 供述証拠の意義	【107】 伝聞法則・伝聞証拠の意義
<b>III 伝聞例外</b>	202
【108】 伝聞例外規定概観	【109】 伝聞例外規定の解釈論序説
【110】 供述不能要件①	【111】 供述不能要件②
【112】 321 I ②の諸問題	
【113】 書面作成者の証人尋問を要件とする規定の問題①	
【114】 書面作成者の証人尋問を要件とする規定の問題②	
【115】 写真その他の記録媒体	【116】 再伝聞・多重伝聞
【117】 326の同意	【118】 328の諸問題
【119】 伝聞法則のふりかえり	

## 9章 第一審公判③：証拠能力その2

I	証拠能力概説②：証拠禁止	226
	【120】 証拠禁止①：違法収集証拠排除法則入門	
	【121】 証拠禁止②：自白法則入門	【122】 証拠禁止③：余罪と量刑
II	違法収集証拠排除法則のあてはめ	228
	【123】 違法収集証拠排除法則のあてはめ①	【124】 違法収集証拠排除法則のあてはめ②
III	自白の意義・自白法則のあてはめ	232
	【125】 自白の意義	【126】 自白法則に関する解釈論上のツボ
	【127】 自白法則のあてはめ①	【128】 自白法則のあてはめ②

## 10章 第一審公判④：補強法則・共犯者供述

I	補強法則	236
	【129】 補強法則の意義	【130】 補強の範囲①
	【131】 補強の範囲②	【132】 補強証拠の証明力
	【133】 補強証拠の適格性	
II	共犯者供述の取扱	240
	【134】 共犯者たる共同被告人を証拠にする方法	
	【135】 共犯者たる共同被告人の証人適格・共犯者供述の証拠能力	
	【136】 共犯者供述と補強法則	

## 11章 第一審公判⑤：適正な事実認定

I	事実認定に関する諸原則	244
	【137】 事実認定に関する諸原則	【138】 適正な証拠評価
II	証拠・証明の諸問題	246
	【139】 証拠・証明に関する用語	【140】 証明の方式
	【141】 証明の必要	【142】 証明責任の諸問題
III	裁判	254
	【143】 裁判の意義	【144】 裁判の成立と内容
	【145】 評議・評決	

## 12章 上訴

I	上訴による冤罪救済	258
	【146】 上訴概説	

【147】 上訴審は趣旨どおりに機能しているか——事実誤認を例に

II 控訴・上告 ————— 262

【148】 控訴審構造論

【149】 控訴手続の諸問題

【150】 上告審の機能

【151】 上告審の手続

## 13章 裁判の効力

I 一事不再理効 ————— 270

【152】 裁判の効力

【153】 一事不再理効の諸問題

II 拘束力、執行力 ————— 274

【154】 拘束力の諸問題

【155】 執行力

【156】 上級審の裁判の拘束力

## 14章 非常救済手段

I 非常救済手段概説 ————— 278

【157】 非常救済手段

【158】 再 審

【159】 非常上告

II 再審による冤罪救済 ————— 280

【160】 「あらたに発見したとき」

【161】 「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」

## 15章 訴訟関与者

I 市 民 ————— 282

【162】 被疑者・被告人（+略式手続）

【163】 被 害 者

【164】 救 援 者

II 法律家・裁判機関 ————— 288

【165】 弁 護 人

【166】 検 察 官

【167】 裁判所・裁判官

【168】 裁判員①：裁判員制度の目的

【169】 裁判員②：対象となる事件

【170】 裁判員③：裁判員選任手続と公判

【171】 裁判員④：裁判員の保護と裁判員の義務

判例索引 ———— 294

事項索引 ———— 298